

公示番号：170026

国名：ミャンマー

担当部署：人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム

案件名：教育政策アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：教育政策アドバイザー
- (2) 格付：1号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年4月初旬から2019年8月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.15M/M、現地16.0M/M、合計 17.15M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 2日、現地業務 48日、国内整理1日
- ・ 第2次 国内準備 1日、現地業務 48日、国内整理1日
- ・ 第3次 国内準備 1日、現地業務 48日、国内整理1日
- ・ 第4次 国内準備 1日、現地業務 48日、国内整理1日
- ・ 第5次 国内準備 1日、現地業務 48日、国内整理1日
- ・ 第6次 国内準備 1日、現地業務 48日、国内整理1日
- ・ 第7次 国内準備 1日、現地業務 48日、国内整理1日
- ・ 第8次 国内準備 1日、現地業務 48日、国内整理1日
- ・ 第9次 国内準備 1日、現地業務 48日、国内整理1日
- ・ 第10次 国内準備 1日、現地業務 48日、国内整理3日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月15日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）
（いずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）
（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年3月31日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ①類似業務の経験 30点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 10点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 18点
 - ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 16点
- (計100点)

類似業務	教育政策にかかる各種業務
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

50年にわたる軍政から民政移管された2011年以降、ミャンマーでは国際水準の教育を目指した大規模な教育改革が進められており、教育基本法の改訂や包括的教育セクターレビュー（Comprehensive Education Sector Review）及びこれに基づく教育セクター計画（National Education Sector Plan）の策定が行われている。

教育の拡充は2016年3月に発足した新政権の重点課題の一つであり、現行の教育制度の11年制から12年制への改編、教員養成校の4年制化等、大規模な教育改革に着手している。

初等教育の純就学率は95%（Global Education Monitoring Report 2016, UNESCO）である一方、中退率は学年が進むにつれて上昇し、最終学年（5学年）では16.7%（Education Statistics Year Book 2012、ミャンマー教育省）に達する。これは、家庭の貧困等による影響と並んで、教員の資質・能力（教科教育の専門性、指導内容・教授法に対する知識等）が不足していることにより、教育の質が低く、子どもの学習への興味・関心を阻害していることも原因と考えられている。

JICAは1997年からミャンマーの基礎教育の質の向上に資する継続的な協力を実施し、児童中心型教育（CCA：Child-Centered Approach）の全国普及に向けた取り組みを支援している。2014年5月に開始した技術協力プロジェクト「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」では、新カリキュラムに則り、小学校全学年（1～5年生）の全10科目の教科書および教師用指導書の開発に取り組んでおり、教員養成および現職教員研修も含め、包括的に支援している。

さらに、ミャンマー教育省は、教育大臣を含む教育省幹部をカウンターパートとし

て、ミャンマーの教育改革に資する提言を行うことが可能な教育政策アドバイザーの派遣を要請し、2014年7月から2017年2月まで同アドバイザーが教育省に派遣された。本アドバイザーは、ミャンマー教育省の行う教育改革の動向について分析の上、日本の事例や他国の事例と比較・分析した調査結果を提示し、教育省幹部に対して、教育行政・教育改革の在り方および実施方法など、教育行政に関する高度な政策提言を行った。このような状況下、教育省は教育改革のさらなる推進に向けて、ミャンマーの教育行政に資する政策提言を行う教育政策アドバイザーの派遣の継続を要請した。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ミャンマー教育省の行う教育改革の動向について分析の上、日本の事例や他国の事例と比較・分析した上で調査結果を提示し、もって大臣を含む教育省幹部に対して教育改革に対する提言を行うことを目的として派遣される。具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 以下の業務については、毎回の国内準備期間に実施する共通事項とする。
 - ① ワークプラン（和文・英文）を作成、人間開発部による確認の後、提出する。併せて、ミャンマー事務所にもデータを送付する。
- (2) 以下の業務については、毎回の現地業務期間に実施する共通事項とする。
 - ① カウンターパート（C/P）機関にワークプラン（英文）を提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② C/P機関、関係機関、開発パートナーとの協議を通じ、教育セクター全体の動向について以下の項目に係る情報を収集・分析し、JICA人間開発部、同ミャンマー事務所および技プロ「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」（2014年5月～2019年9月）及び「工学教育拡充プロジェクト」（2013年10月～2018年10月）専門家等の関係者と情報共有を図る。
 - ア）教育分野の主要政策文書の内容
 - イ）ミャンマー新政権下での教育政策に関する動向
 - ③ C/P機関による以下の業務に対して、助言・支援を行う。
 - ア）教育省が政策目標を達成するための課題および開発パートナーが実施する支援との重複や役割分担に関する課題の抽出
 - イ）上記ア）の情報に基づく政策および制度の改善
 - ウ）上記ア）およびイ）の結果並びに我が国の対ミャンマー国援助計画に基づく教育セクターにおける各支援の方向付け
 - ④ 教育セクター全般（基礎教育、職業技術教育・訓練、高等教育）に関する政策協議、セミナー、開発パートナーとの会合等に参加し、情報収集を行う。なお、開発パートナーとの会合においては、JICAミャンマー事務所と協同し、JICAの教育セクターに関する支援の情報発信も行う。
 - ⑤ 当該期間の現地業務完了に際し、JICAミャンマー事務所、C/P機関に対し、業務の成果、提言等を含む現地業務結果報告書（和文、英文）を作成、提出する。
- (3) 以下の業務については、毎回の国内整理期間に実施する共通事項とする。
 - ① 現地業務結果をJICA本部人間開発部に報告し、次期派遣期間の業務計画について協議を行う。

- (4) 第1次国内準備期間 (2017年4月中旬)
上記(1)のとおり。
- (5) 第1次現地業務期間 (2017年4月中旬～6月上旬)
上記(2)のとおり。
- (6) 第1次国内整理期間 (2017年6月上旬)
上記(3)のとおり。
- (7) 第2次国内準備期間 (2017年7月上旬)
上記(1)のとおり。
- (8) 第2次現地業務期間 (2017年7月上旬～8月下旬)
上記(2)のとおり。
- (9) 第2次国内整理期間 (2017年8月下旬)
上記(3)のとおり。
- (10) 第3次国内準備期間 (2017年10月上旬)
上記(1)のとおり。
- (11) 第3次現地業務期間 (2017年10月上旬～11月下旬)
上記(2)のとおり。
- (12) 第3次国内整理期間 (2017年11月下旬)
上記(3)のとおり。
- (13) 第4次国内準備期間 (2018年1月上旬)
上記(1)のとおり。
- (14) 第4次現地業務期間 (2018年1月上旬～2月下旬)
上記(2)のとおり。
- (15) 第4次国内整理期間 (2018年2月下旬)
上記(3)のとおり。
- (16) 第5次国内準備期間 (2018年4月上旬)
上記(1)のとおり。
- (17) 第5次現地業務期間 (2018年4月上旬～5月下旬)
上記(2)のとおり。
- (18) 第5次国内整理期間 (2018年5月下旬)

上記(3)のとおり。

(19) 第6次国内準備期間 (2018年7月上旬)

上記(1)のとおり。

(20) 第6次現地業務期間 (2018年7月上旬～8月下旬)

上記(2)のとおり。

(21) 第6次国内整理期間 (2018年8月下旬)

上記(3)のとおり。

(22) 第7次国内準備期間 (2018年10月上旬)

上記(1)のとおり。

(23) 第7次現地業務期間 (2018年10月上旬～11月下旬)

上記(2)のとおり。

(24) 第7次国内整理期間 (2018年11月下旬)

上記(3)のとおり。

(25) 第8次国内準備期間 (2019年1月上旬)

上記(1)のとおり。

(26) 第8次現地業務期間 (2019年1月上旬～2月下旬)

上記(2)のとおり。

(27) 第8次国内整理期間 (2019年2月下旬)

上記(3)のとおり。

(28) 第9次国内準備期間 (2019年3月下旬)

上記(1)のとおり。

(29) 第9次現地業務期間 (2019年3月下旬～2019年5月中旬)

上記(2)のとおり。

(30) 第9次国内整理期間 (2019年5月中旬)

上記(3)のとおり。

(31) 第10次国内準備期間 (2019年6月中旬)

上記(1)のとおり。

(32) 第10次現地業務期間 (2019年6月中旬～2019年7月下旬)

上記(2)に加え、以下の業務を実施する。

①当該期間の現地業務完了に際し、JICAミャンマー事務所、C/P機関に対し、業務

の成果、提言等を含む専門家業務完了報告書案（和文、英文）を作成し、現地業務結果の説明を行う。

(33) 帰国後整理期間（2019年8月上旬）

専門家業務完了報告書（和文・英文）を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン（全体及び各派遣時、和文・英文）

各派遣期間開始時に、現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文 2 部（JICA 人間開発部、JICA ミャンマー事務所へ各 1 部）

英文 3 部（JICA 人間開発部、JICA ミャンマー事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(2) 現地業務結果報告書（和文・英文）

各派遣終了時。提出部数は以下のとおり。

和文 2 部（JICA 人間開発部、JICA ミャンマー事務所へ各 1 部）

英文 3 部（JICA 人間開発部、JICA ミャンマー事務所、C/P 機関へ各 1 部）

ただし、第 10 次現地業務結果報告書（和文・英文）は（3）専門家業務完了報告書（和文・英文）案をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書（和文・英文）

和文 2 部（JICA 人間開発部、JICA ミャンマー事務所へ各 1 部）

英文 3 部（JICA 人間開発部、JICA ミャンマー事務所、C/P 機関へ各 1 部）

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA 人間開発部に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みません（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、東京⇒ヤンゴン⇒東京を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、JICAミャンマー事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・車両備上費

・通訳

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受け取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地業務期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地M/M、国内M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

②現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③便宜供与内容

JICAミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舍手配

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（ただし、現地滞在期間中の車両借り上げについては、上記臨時会計役の委嘱により、業務従事者が支払を行うことを想定しています。）

エ) 通訳傭上

必要に応じ、英語⇄ミャンマー語または日本語⇄ミャンマー語の通訳を傭上します。

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との初回協議についてのみ、スケジュールアレンジを行います。

カ) 執務スペースの提供

ミャンマー教育省が提供します。

キ) ミャンマー国内の航空賃負担

ヤンゴン⇄ネピドーの往復航空賃に加え、他都市への業務出張が必要な場合には、出張計画書をJICA人間開発部およびミャンマー事務所で確認の上、当機構側が負担します（見積額には含めなくて結構です）。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ミャンマー国教育セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート
- ・ミャンマー国「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」実施協議報告書
- ・ミャンマー国「工学教育拡充プロジェクト」実施協議報告書

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

① 実施時期：3月17日（金）

（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

② 実施場所：独立行政法人国際協力JICA内会議室

（当日JICAへ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。）

③ 実施方法：

- ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。渡航前にたびレジに登録すること。

③ ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上